

須恵町高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和4年12月

須恵町住民課・健康増進課・福祉課

須恵町高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、須恵町高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託（以下「本業務」という。）について、業務提案方式により契約候補者を選定するため、必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1) 業務名

須恵町高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託

(2) 業務の目的

須恵町の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務を専門的知識と業務実績を持つ民間事業者に委託することにより、健康状態不明者に対する健診受診勧奨等のハイリスクアプローチを行うことによって町民の健康増進に資することを目的とする。

(3) 業務内容

須恵町高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 提案上限額

2,475,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式

2 参加資格要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 須恵町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（平成13年3月1日要綱第2号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2項に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員でないこと。

(5) プライバシーマークまたは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。

(6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 スケジュール（予定）

内容	期間または締切日
実施の公示及び提案者の公募開始	令和4年12月16日（金）
質疑書提出期限	令和5年 1月10日（火） 17時まで
質疑書回答期限	令和5年 1月16日（月） 17時
参加表明書の提出期限	令和5年 1月19日（木） 17時まで
参加資格確認通知	令和5年 1月20日（金）
業務提案書提出期限	令和5年 1月30日（月） 17時まで
提案書審査・プレゼンテーション	令和5年 2月 6日（月）
審査結果通知	令和5年 2月中旬（予定）
契約締結	令和5年 2月中旬（予定）

4 質疑の受付と回答

本プロポーザルに関する質疑及び回答は次のとおりとする。

(1) 提出期限

令和5年1月10日（火） 17時まで

(2) 提出方法

質疑書（様式3）を電子メールにより、提出するものとする。

(3) 提出先

須恵町 住民課 国民健康保険係 メールアドレス：kokuhu@town.sue.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和5年1月16日（月） 17時に、須恵町ホームページに掲載する。

5 参加表明書の受付

本プロポーザルに参加する者は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年1月19日（木） 17時まで（必着）

※土日・祝日・年末年始及び勤務時間外は受け付けしない。

(2) 提出方法

持参または郵送によること。

※郵送の場合は、配達日時や配達記録が残る方法で提出すること。

(3) 提出先

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

須恵町役場 住民課 国民健康保険係

(4) 提出書類

ア. 参加表明書（様式1）

イ. 誓約書（様式2）

ウ. 会社概要書（様式4）

エ. 業務実績（様式5）

※他自治体における類似業務の実績を記載すること。

オ. 商業登記簿謄本（◎）

カ. 財務諸表（◎）

キ. 国税の未納及び滞納がない証明書（◎）

ク. 県税の未納及び滞納がない証明書（◎）

ケ. 市町村税の未納及び滞納がない証明書（◎）

コ. プライバシーマークまたは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていることがわかるもの。

※◎の印がある書類は、『令和4・5年度 須恵町競争入札参加資格者名簿』に登録されている場合、提出不要。

(5) 参加資格確認通知

参加資格審査の結果は、令和5年1月20日（金）に、電子メールにより通知する。

(6) 参加の辞退

参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を取りやめるときは、令和5年1月30日（月）17時までに、参加辞退届（様式6）を持参または郵送（配達記録が残る方法）により提出すること。

6 業務提案書の提出

本プロポーザルに関する提案書の提出については次のとおりとする。

(1) 提出期限

令和5年1月30日（月）17時まで（必着）

※土日・祝日及び勤務時間外は受け付けしない。

(2) 提出方法

持参または郵送によること。

※郵送の場合は、配達日時や配達記録が残る方法で提出すること。

(3) 提出先

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

須恵町役場 住民課 国民健康保険係

(4) 提出書類

ア.業務提案書表紙（様式7）

イ.提案書（任意様式）

※仕様書及び7の業務提案書作成要領に沿って作成すること。

ウ.見積書（任意様式）

仕様書の内容に基づき、本業務に係る経費について積算すること。

※消費税及び地方消費税相当額を含んだ見積金額を記載すること。

※それぞれ見積の積算内訳書を添付すること。

(5) 提出部数

・正本（会社名、社印等の記載があるもの） 1部

・副本（会社名、社印がないもの） 7部

7 業務提案書作成要領

(1) 書式

原則としてA4版で作成し、表紙、目次、本編で構成し、概ね30ページ以内で作成すること。

(2) 提案書の内容

以下の項目についての業務提案を記載すること。

ア. 実施計画

イ. 実施体制

ウ. 独自提案（提案がある場合）

8 審査及び選考方法

(1) 選考組織

選考については、須恵町高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託公募方プロポーザル審査委員会が行う。

(2) プレゼンテーション、ヒアリングの実施

ア. 日時・場所

令和5年2月6日（月）須恵町役場 1階保健センター会議室

※詳細な時間等は、別途通知する。

イ. 実施方法

(ア) プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、1事業者につき30分以内（説明20分、質疑応答10分）で行うものとする。

(イ) 出席者は1事業者3名以内とし、実務の責任者となる者は必ず出席すること。

(ウ) プレゼンテーションを行う順番は、業務提案書の受付順とする。

(エ) プレゼンテーションにおける追加資料の提出は認めない。

(オ) 提案説明に使用可能な機材は、須恵町が準備したプロジェクター及びスクリーンとし、パソコンは提案者が持参すること。

(カ) プレゼンテーションにかかる費用は、提案事業者の負担とする。

(3) 審査基準

審査は、別紙1「評価項目及び評価基準」に基づき、総合的に評価するものとし、最高得点提案者を契約候補者に決定する。なお、最高得点提案者が複数ある場合は、審査委員会の総合的な審査により契約候補者を決定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案事業者に対し審査結果通知書により通知する。

9 契約の締結

審査の結果決定した受託候補者と、提案書及び仕様書を基に協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成のうえ、随意契約を締結する。ただし、受託候補者との協議が整わない場合は次点の提案者と協議できるものとする。

10 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア. 提出期限までに提案書が提出されなかった場合

イ. 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ. 参加資格要件を満たさなくなった場合

エ. 審査の公平性を害する行為があった場合

オ. 実施要領等に違反すると認められた場合

カ. 評価点の合計が60点未満のもの

- キ. 見積金額が提案上限額を超えたもの
- ク. その他、本事業の遂行にふさわしくない行為があったと委員会が認めた場合

11 その他

- ア. 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。
- イ. 書類提出後の修正及び変更は認めない。
- ウ. 本プロポーザルに用いる言語は日本語とし、通貨は円とする。
- エ. 本町から提供された資料等を、他に流用または提供することを禁止する。
- オ. マスクの着用など、新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。
- カ. 新型コロナウイルス感染拡大により、まん延防止等重点措置を実施する期間に該当する場合は、オンライン等により実施する。
- キ. 審査の経緯、結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

12 問い合わせ先

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵大字須恵771番地

須恵町役場 住民課 国民健康保険係

電話：092-932-1151

FAX：092-933-6626

電子メール：kokuhoh@town.sue.lg.jp